

○玉城町福祉医療費の助成に関する条例施行規則

平成13年8月31日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、玉城町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年玉城町条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第6項の規定による社会保険各法は、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(所得の制限)

第3条 条例第3条第4号に規定する所得の制限を超えない者は、次の場合に該当しない者とする。

(1) 障害者については、次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 本人の前年の所得(1月から8月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に定める額以上であるとき。

イ 配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその心身障害者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額以上であるとき。

(受給資格の認定及び更新)

第4条 条例第4条第1項の規定による受給資格の認定又は更新の申請は、福祉医療費受給資格認定(更新)申請書(様式第1号)に添えて次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 第2条に規定する社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者証
- (2) 条例第2条第1項に掲げる者のうち、同項第1号に規定する身体障害者である場合は身体障害者手帳、同項第2号に規定する知的障害(児を含む。)と判定された者である場合は療育手帳、同項第3号に規定する精神障害者(児を含む。)である場合は精神障害者保健福祉手帳
- (3) 条例第2条第2項及び第3項に規定する一人親家庭の母及び一人親家庭等の父、並びに同条

第4項に規定するひとり親家庭等の児童である場合は、当該規定に該当することを明らかにする書類

(4) 条例第4条第3項に規定する対象者の保護者、養育者、養育者又は配偶者その他の者で対象者を現に監護しているもの(以下「保護者等」という。)にあつては、これを明らかにする書類

(5) 対象者本人及び配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその対象者の生計を維持する者の所得の状況を証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による認定又は更新をしたときは、当該認定又は更新を受けた受給資格者に様式第2号、様式第2号の1又は様式第2号の2による玉城町福祉医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、受給資格証の有効期限が満了する者が、助成対象要件を備える者であると確認することができるときは、申請させることを要せずに受給資格者証を更新することができる。

(受給資格証の有効期間)

第5条 受給資格証の有効期間の始期及び終期は、次の各号に定めるところによる。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、この限りでない。

(1) 有効期間の始期は、次のアからエまでによる。

ア 毎年9月1日。ただし、新たに対象者として認定された場合は、次のイ及びウによる。

イ 新たに対象者と認定された場合において、条例第3条の規定による対象者としての要件に該当した日(以下「要件の該当日」という。)から1月以内に認定したときは、要件の該当日。ただし、障害者については、対象者となる事実を確認した日から1月以内に認定したときは、事実が発生した日の属する月の初日とする。

ウ 新たに対象者と認定された場合において、要件の該当日から1月を超えて認定したときは、認定した日の属する月の初日

エ イ及びウ以外の事由により、対象者としての要件に該当した場合は、当該要件の該当日

(2) 有効期間の終期は、次のア及びイによる。

ア 毎年8月31日。ただし、9月1日から翌年8月31日までに対象者としての要件に該当しなくなる場合は、次のイによる。

イ 9月1日から翌年8月31日までに対象者としての要件に該当しなくなる場合は、対象者としての要件に該当しなくなる日の前日

(受給資格証の更新及び返還)

第6条 町長は、対象者の受給資格証の有効期間が満了する場合において、対象者が引き続き助

成を受けることが適当であると認めるときは、受給資格証の更新をすることができる。

- 2 町長は、前項の場合において、更新をすることが適当でないとき、又は対象者の要件に該当しなくなつたと認めるときは、福祉医療費受給資格欠格事由(却下通知)書(様式第3号)を対象者に送付する。
- 3 対象者又は保護者等は、福祉医療費受給資格欠格事由(却下通知)書が送付されたときは、当該受給資格証を直ちに町長に返還しなければならない。

第7条 削除

(受給資格証の再交付申請)

第8条 受給資格者又は保護者等は、受給資格証を破り、汚し、又は失つたときは、福祉医療費受給資格証再交付申請書(様式第4号)に、破り、又は汚した受給資格証を添えて、町長に申請し、再交付を受けることができる。

- 2 受給資格者又は保護者等は、受給資格証の再交付を受けた後、失つた受給資格証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

(助成の申請)

第9条 条例第8条第1項の規定による福祉医療費及び証明書料の助成の申請は、様式第5号による福祉医療費助成申請書(以下「申請書」という。)に、受給資格証、医療機関等の発行する医療費証明書及びその他町長が必要があると認める書類を添付して行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第7条の規定により受給資格証の提示を受けた保険医療機関が福祉医療費及び証明書料に係る内容を記載した様式第6号による福祉医療費領収証明書(以下「領収証明書」という。)又は様式第7号による福祉医療費領収証明一覧表(以下「一覧表」という。)を町長に対し提出したとき(当該保険医療機関が、領収証明書又は一覧表を町長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会に提出した場合を含む。)は、受給資格者から申請があつたものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、条例第8条に規定する受給資格者が同条に規定する保険医療機関において条例第7条の規定により受給資格証を提示して医療に関する給付を受けた場合、当該保険医療機関から提出される当該受給資格者への医療に関する給付に係る診療報酬明細書等に基づき、町長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金三重支部が当該医療に関する給付に要した費用その他助成額の算定に必要な事項を町長に通知し、町長がこれによることが適当と認めるときは、当該通知をもって助成申請があつたものとみなす。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、対象者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療の給付を受ける者にあつては、町長がこれによることが適当と認める同法第48条の規定により設立された三重県後期高齢者医療広域連合の作成する帳票により助

成をするものとする。

(証明書料)

第10条 条例第6条に規定する規則で定める額は、申請書又は領収証明書1枚(以下「1枚」という。)につき200円を超えない範囲の実費の額又は1枚につき200円を超える場合は200円とする。ただし、町長と郡市医師会長等との協定に基づき、医療機関が領収証明書の交付に要する費用を対象者から直接徴収しない場合にあつては、1枚につき200円(一覧表の提出による申請の場合は、同一人につき4件を限度として200円)を郡市医師会等又は医療機関に交付することにより対象者に対する助成に代えるものとする。

(助成の決定及び決定通知)

第11条 条例第9条の規定による助成額の決定の通知は、福祉医療費決定通知書(様式第8号)とする。ただし、第9条の規定による助成の申請について却下の決定をしたときは、福祉医療費助成申請却下決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(届出事項等)

第12条 条例第10条に規定する規則で定める事項は、氏名、住所、加入医療保険、所得、振込口座及び町長が必要があると認める事項とし、これらの事項の変更に係る届出は、福祉医療費受給資格変更届(様式第10号)によって行うものとする。

2 条例第10条に規定する受給資格を失ったときの届出は、福祉医療費受給資格喪失届(様式第11号)によって行うものとする。ただし、資格喪失の事由が死亡のときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による届出義務者が行わなければならない。

3 前2項の届出には、受給資格証を添えなければならない。ただし、受給資格証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給資格証に代えることができる。

(第三者の行為による被害)

第13条 条例第10条に規定する助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者の行為による被害届(様式第12号)によってしなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、福祉医療費の助成に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年9月1日から施行する。

(廃止)

2 玉城町心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年玉城町規則第1号)、玉城町母

子医療費助成に関する条例施行規則(平成7年玉城町規則第13号)、玉城町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年玉城町規則第7号)、玉城町老人医療費助成に関する条例施行規則(昭和55年玉城町規則第2号)及び玉城町老人医療費助成事務取扱規則(昭和55年玉城町規則第4号)は、平成13年8月31日をもって廃止する。

(経過規定)

- 3 平成13年8月31日までの医療に関する給付に係る医療費については、前項に掲げる廃止された規則の規定による。

附 則(平成14年規則第15号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成14年規則第18号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年3月31日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成17年規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年3月31日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 平成17年9月1日の前日までに、改正前の条例に規定する「68・69歳老人」の対象となった者が、平成17年8月31日までの間に行われた、受けた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年8月31日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成19年9月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

様式第1号～様式第12号 (省略)

附 則(平成20年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則(平成21年規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年8月31日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成24年規則第4号)

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の玉城町情報公開条例施行規則、第3条の規定による改正前の玉城町個人情報保護条例施行規則、第5条の規定による改正前の玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の玉城町福祉医療費の助成に関する条例施行規則、第7条の規定による改正前の玉城町児童手当事務処理規則、第8条の規定による改正前の玉城町入学祝金支給条例施行規則、第9条の規定による改正前の玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の玉城町老人福祉法施行規則、第11条の規定による改正前の玉城町移動支援事業実施規則、第12条の規定による改正前の玉城町身体障害者福祉法施行規則、第13条の規定による改正前の玉城町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行

規則、第14条の規定による改正前の玉城町知的障害者福祉法施行規則、第15条の規定による改正前の玉城町介護保険条例施行規則、第16条の規定による改正前の玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則及び第17条の規定による改正前の玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成30年規則第7号)

この規則は、平成30年9月1日から施行する。ただし、第3条の規定については、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第15号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第18号)

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第10号)

この規則は、令和3年6月9日から施行する。

様式第1号(第4条関係)〔様式第10号(第12条関係)、様式第11号(第12条関係)併用〕

福祉医療費受給資格認定(更新)申請書・変更届・喪失届

(種別) 1 障害者(一般・高齢) 2 一人親家庭等 3 子ども 4 その他()	(申請理由) 番号に○印を付けてください。 ○資格取得 1 出生 2 転入 3 年齢到達 4 手帳等取得() 5 父母の離婚・死亡 6 その他() ○届出事項変更 1 氏名 2 住所 3 保険証 4 保護者等 5 振込先 6 その他() ○資格喪失 1 死亡 2 転出 3 その他()
---	--

○届出事由発生日 年 月 日

○認定を受ける期間(受給資格証の有効期間) 年 月 日 から 年 月 日まで

受給資格証番号: (届 出) (変 更 前)

助成対象者	フリガナ		
	氏名		
	性別	男 女	生年月日	年 月 日
住所			

保護者等	氏名		
	住所		

保険証の内容	被保険者	氏名		
		住所		
	加入日	年 月 日	年 月 日		
	記号番号			
	発行機関	名称	保険者番号()	保険者番号()	
	所在地			

振込口座	金融機関	銀行 信用金庫 農協	支店 支所	銀行 信用金庫 農協	支店 支所
	預金種別	1 普通(総合)	2 当座	1 普通(総合)	2 当座
	口座番号			
	口座名義人 カナ氏名			

上記のとおり福祉医療費受給資格の認定を受けたく申請します。

なお、医療費助成に関して診療報酬明細書(レセプト)及び所得状況等の必要事項を調査されることを承諾します。

玉城町長 宛
年 月 日

助成を受ける方又は保護者等
住 所
氏 名



様式第2号～様式第12号 (省略)